

第 6 章 具体的施策の展開

1. 子どもを育てることに魅力を感じるまちづくり

(1) 子育てを支援する施設整備の推進

【 現状と課題 】

かつては隣近所で支えあいながら子育てが行われる中で、子どもだけでなく、親同士も育っていくという地域における、いわゆる「子育て力」・「教育力」ともいうべきものがありました。しかし、核家族化、都市化の進展に伴う近隣住民同士の交流の希薄化により、特に在宅で子育てをしている人が孤立化しているという状況があります。そこで、子育てを「生きがいのあるもの」「楽しいもの」と思えるように地域、社会が家庭の子育てをサポートしていく必要があります。

現在、地域の子育て支援の中心となるべき「地域子育て支援拠点」は、桶川駅東口の「子育て支援センター」、児童館の午前中の時間帯及び認定こども園ひがし保育園の「イーストキッズランド」の3か所があります。平成22年度、拠点は中学校区にひとつ以上あることが望ましいという埼玉県の指導に基づき、坂田地区にある大型小売店舗内に拠点の運営を委託して開設するとともに、川田谷地区の集会所を借用した NPO 運営による拠点を開設予定です。これらの拠点を、真に地域で子育てをしている保護者と子どもをサポートするような運営とすることはもちろん、空白地域となっている川田谷地区南部にも開設して、地域的な偏在をなくすことが望まれます。

また、現在、センター内で行っている親子や親同士の交流の場である「子育てサロン」には、生後10か月までの「ぴよぴよサロン」、双子や未熟児で生まれた子をもつ親のための「めだかサロン」などがありますが、今後は、発達段階や子どもの状況に応じて質・量ともに充実させることも求められています。

ファミリー・サポート・センター事業も広がりを見せていますが、保護者の仕事と育児の両立やリフレッシュなど、利用者の要望に応えられるよう、援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（協力会員）の登録者を増やし、内容の充実を図っていく必要があります。

現在、東側地区には児童館がありますが、西側地区は未整備のままです。西側地区にも児童館を整備することが求められています。また、移動児童館

については毎月1回、2か所で実施されていますが、さらなる内容の充実が求められています。

【 施策の方向性 】

① 地域子育て支援拠点の整備

保護者が、徒歩または自転車で行くことができる範囲に、親同士の交流の場である「子育てサロン」を開催する「地域子育て支援拠点」を概ね中学校区に1か所以上の設置をしていくことをめざします。既存の施設の活用も視野に入れながら整備を進めていきます。

② 子育てサロンの整備

子育て中の保護者が子どもを遊ばせながら親子・親同士の交流を促すことができるように、さらに基盤を整備し内容の充実を図ります。

③ ファミリー・サポート・センター事業の充実

利用者の要望に応えられるよう協力会員と依頼会員の登録者を増やし、組織と内容の充実に努めます。

④ 児童館の整備

子どもの遊びや体験活動を充実するため、西側地区に児童館を整備し、東側地区にある児童館とともに、子どもの活動拠点と居場所づくりを推進します。また、移動児童館の内容の充実に努めます。

(2) 子育てを支援するサービス体制の充実

【 現状と課題 】

本市のニーズ調査では、お子さんをもつ保護者のうち、就学前においては40%、就学後においては33%の方が、子どもを叱りすぎているような気がすると回答しています。

このような自分の育児に自信がもてないことや子どもの病気・発育や発達に関する不安感に対して、母親や父親が安心して育児ができるような環境を整備することが必要です。

平成18年に子育て支援センターが設立されたことを機に、相談件数が増加したことから分かるように、子育て中の保護者にとって気軽に相談でき

るような場が求められています。安心して気軽に相談できる仕組みを創意工夫していくことが大切です。また、相談の中には緊急対応をしなければならないケースもあるため、関係機関の連携体制の整備が望まれます。

桶川み・ら・い塾人財バンクでは、登録が個人80名、12団体となりました。今後も、子育てに関する市民活動を活発にするために、人材確保の仕組みを充実させることが大切です。

また、自治会による小学生の下校時の見守り活動やふれあい交流会など、地道な活動が日々継続されています。

加えて、子育てボランティアの育成や、子育てグループやNPOに対し、活動場所の提供、里親制度の啓発活動、様々な子育て情報の提供などの支援を行うことも重要です。

行政や専門機関と市民による有機的なネットワークを構築し、きめ細やかな子育て支援をめざします。

【 施策の方向性 】

① 相談事業の充実

子育て、保健、教育、福祉など様々な分野での相談を充実するとともに、関係機関や専門機関と連携を取りながら事業の充実を図ります。

② 多様な人材の確保と活用

子育てを地域で支援するために、多様なボランティアやNPOの活動を支援し、地域の人材の育成と活用に努めます。また、里親制度の啓発に努めます。

③ 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育てを地域で支援するために、様々な団体やグループ、サークルに対し、活動場所の提供・情報の提供などの支援ができるように環境を整備します。

また、地域における育成活動を活発にするために、団体・グループのネットワークづくりを推進します。

④ 乳児の健全な育成環境の確保（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を行い、育児のための情報提供と相談業務を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

【 現状と課題 】

子育てについての経済的負担感は、少子化の要因の一つと言われますが、「子どもたちは次代の担い手である」という観点から、子育て費用については、子どもを持つ家庭だけでなく、社会全体で負担していくことが重要です。本市のニーズ調査でも、子育て費用の軽減についての要望が多く、各種手当や奨学金制度等による経済的支援の充実が求められています。

桶川市では単独の事業として、平成21年10月から「こども医療費」の支給対象年齢をこれまでの小学生から中学生まで拡大し、医療費の無料化を実施しました。しかし、今回のニーズ調査では、こども医療費の窓口払いの廃止に関する多くの意見も多く寄せられています。窓口払いを廃止した場合は、支払いの心配もなく安心して医療機関を受診しやすくなりますが、市が健康保険組合の付加給付金などを負担していかなければならないなど財政上の課題があります。

より一層の支援ということを踏まえ検討した結果、窓口払い廃止に係る経費を対象年齢拡大に充てて実施する方が、子育て支援策としてより効果的と判断し、平成21年10月診療分から中学生まで拡大を行いました。こうした実情も含めて、こども医療費の内容について、広く市民の方々に知っていただく広報活動も進める必要があると考えます。

また、近年、保護者の就労等により低年齢児（0歳・1歳・2歳）保育の需要が高まり、家庭保育室のニーズは増大しています。家庭保育室の保育料は、認可保育所の保育料に比べて高額になる場合が多く、利用者の大きな負担となっている現状があります。ニーズの増大及び公平な負担という原則から考え、家庭保育室を利用する保護者への助成の拡大については検討すべき内容であると思われます。

子育て支援に関して、現在、国の政策も大きな転換点に立っています。さらなる教育費等負担の軽減を求めて、国や県に対し、要望していくことも重要です。

【 施策の方向性 】

① 支援制度の充実及び周知・活用

児童手当、こども医療費、奨学金制度など、子育て家庭を支援する各種援助制度を有効に活用していただけるよう、広報・啓発活動を推進します。

② 医療費負担の軽減

子育て家庭が安心して医療が受けられるよう、桶川市単独の事業として中学生まで支給年齢を拡大してきました。この制度の充実について、今後も国・県に働きかけていきます。

③ 教育費等負担の軽減

就園児のいる保護者に対して、幼稚園を通じて就園費用の一部を補助するとともに、義務教育費用の負担の困難な家庭に対しても、経済的な支援を行い、保護者の負担軽減を図ります。また、国や県に対し、適切な支援措置を講じるよう要望していきます。

④ 家庭保育室保護者助成金の充実

家庭保育室利用する保護者に対して、経済的負担を軽減するため、現在の制度（月額8,000円を限度）を見直し、保護者助成金の増額を図ります。

(4) 子どもと親の健康づくりの推進

【現状と課題】

小児科医の減少に伴い、ますます小児科医の負担が増加し、さらに小児科医が減っていくことが社会問題となっています。本市のニーズ調査でも、お子さんをもつ保護者の約5割の方が、子どもの病気やけがの際の医療体制について不安なことがあったと回答しています（就学前53%、就学後47%）。

また、夜間・休日小児救急に関すること、耳鼻科・外科・眼科などの病院数が少ないなどの回答もありました。子どもが急病になった場合、市内には小児科専門医が少ないため、内科医がかかりつけの医師として医療を行ったり、近隣市の小児科医に受診しています。このため医療機関の体制の整備が求められています。

近年は、不妊治療も普及してきましたが、高額な治療費等を理由に断念する夫婦も多いのが現実です。埼玉県では平成16年度に不妊治療助成制度を創設していますが、桶川市でも上乗せして助成することについて検討していくこと

が求められています。

子どもの病気・発育や発達に関する不安感に対して、母親や父親が安心して育児ができるような環境を整備することが不可欠です。妊産婦を含め、全ての子どもと親が健康で安心して生活が送れるよう、健康に関する診査など総合的な母子保健システムを確立し、必要な知識や情報の提供を行うことが重要です。

子どもと親の健康の確保については、生涯を通じた健康診査体制の整備をはじめ、子どもが健やかに生まれ、成長していくための支援の充実が求められています。

「食」に関しては、子どもの肥満や生活習慣病等の問題や子どもが一人で食事をする「孤食」等、様々な課題があります。これらについては、学校教育や生涯学習の場において、学習の機会や情報提供等を充実させていく必要があります。

生殖機能や胎児に影響を及ぼす飲酒や喫煙について、10代のうちから飲み始める傾向が依然としてある一方、マリファナ、覚せい剤などの薬物にも興味半分で手をつけ、依存症になる悲劇もどこか遠くでのできごとではなくなりつつあります。さらに、売買春及び性感染症罹患率の増大は現在もなお大きな問題です。

【 施策の方向性 】

① 総合的な母子保健システムの確立

子どもの健やかな成長のために、保健・医療・福祉の一層の連携を図り、健康診査、予防接種事業からむし歯予防教育に至るまで総合的な母子保健システムの確立に努めます。また、不妊治療の助成についても検討していきます。妊娠、出産、育児に関する母親の不安を軽減し、のびのびと安心して育児を楽しむ、子どもに愛情を注ぐことのできる対策を講じます。

妊婦が安心して出産できるように出産準備教育（マタニティスクール・両親学級など）の充実を図ります。出産後も乳幼児健康診査などを通して、健康に関する情報の提供を行いながら、子育てに関する不安や悩みに対して、健康相談、家庭訪問での指導、地域の仲間づくりに関する情報の提供も行い、親同士の交流の場をつくっていきます。

② 小児医療体制の充実

小児医療は安心して子どもを産み育てるための基盤です。周産期医療や小児医療が利用しやすいよう、近隣市町と協議のもと埼玉県、医師会と連携を強化

し、医療体制の整備に努めます。

当面は、小児の夜間救急(二次救急)の平日完全実施に向けて関係機関との調整を推進します。

③「食育」の充実

食は人間性の形成と家族関係をはじめとする人間関係づくりの基本です。健康な生活と食事への配慮、望ましい食習慣の形成のため、「食育」のプログラムの充実を下記のように進めます。

ア 保健センター事業：マタニティクラス、ベビーもぐもぐクラス、乳幼児健康診査、相談事業の中で食育普及と栄養相談を充実します。

イ 子育て支援センター事業：子育てサロンでの栄養相談を充実します。

ウ 保育所事業

- ・地域の親子を対象とした食育公開講座を実施します。
- ・保育所の乳幼児を対象とした食育普及を実施します。

④ 健康教育・性教育の充実

生殖機能や胎児に影響を及ぼす飲酒・喫煙・薬物などの依存症、売買春及び性感染症罹患率の増大に対応するため、正しい知識を持つための学習プログラムを実施します。その中で喫煙、飲酒及び薬物の使用、性などについても主体的によりよい選択ができ、自己決定していく力をつけていく取組みを進めます。

(5) 潤いのあるまちづくりの推進

【 現状と課題 】

遊びは子どもの生活そのものであり、遊びによる豊かな経験は、子どもの心身の健全な成長のためにきわめて重要です。また、子どもたちが自分の意見や経験を積み重ね、自分以外の生き方や考え方にふれ、自立的かつ主体的に行動できるように支援していくことも大切なことです。そのために、社会参加できる機会を増やしていくことが、求められています。

本市は、都心から約40kmの距離でありながら、雑木林や屋敷森など多くの緑が残されてきました。しかし、宅地化が進行し、さらに圏央道の整備に伴って、緑が減少し、子どもの遊び場の確保が年々難しくなっている現状があります。「川田谷こどもの森」や公園なども整備されてきましたが、まだ

まだ十分とはいえません。子どもが安心して遊べる場や都市公園など、子どもが育つための環境を保全し、整備していく必要があります。

また、都市化に伴って交通事故や犯罪なども増加傾向にあります。子どもも大人も交通事故や犯罪を起こさない、また巻き込まれないような安全で安心して生活できる地域づくりをしていくことが求められています。

誰にとっても外出しやすい街づくりのためには、道路の段差の解消や歩道の整備、公共施設などのバリアフリー化など、暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要になります。

【 施策の方向性 】

① 子どもの体験活動の充実

地域にある子ども会に参加しやすい状況をつくるとともに、保育所や放課後児童クラブ、児童館などで世代間交流ができるような行事を継続していきます。

学校の総合的な学習の時間や道徳の時間などに、引き続き地域の高齢者などを講師として招き交流を深めることができるように支援していきます。

また、子どもフォーラムなど、子どもたちが社会に対して興味と関心を持ち、意見を出す場を作ることにより、社会参加の機会拡大に努めていきます。

② 遊び場の確保

休日などに子どもを連れてのびのびと遊べる都市公園の整備を推進します。また、日常の身近な遊び場として、児童遊園地、地域こども広場などの充実を図ります。

③ 子どもが安全に育つまちづくりの推進

交通安全教育、防犯教育を引き続き実施します。また、非行防止・防犯パトロールおよび交通安全のための活動を市民の方々の協力を得ながら、引き続き実施します。「こども110番の家」・「学校応援団」事業を支援します。

④ 公共施設バリアフリー化の促進

新しい公共施設などは法律に基づいてバリアフリー化されていますが、古くからある公共施設なども逐次バリアフリー化を進めていきます。また、子どもたちが安全に外出でできるように歩道の整備や段差解消など、道路の整備も推進します。

⑤ 潤いのある環境の保全・整備

都市化によって少なくなっている巨樹・巨木について、保存樹木の指定を継続、推進していきます。また、屋敷林や雑木林などの樹林は、ライフスタイルの変化にともなって量的な減少と質的な変化が見られます。地球温暖化防止、生物多様性などの観点から、保存樹林の指定を継続し、市民緑地については拡大を図り、保存・整備を進めるとともに、子どもたちの自然学習・体験の場として公開していきます。

前期計画の評価と後期計画の目標

評価の見方：A・・・計画以上に成果があがった B・・・概ね計画どおり達成できた
 C・・・計画を下回る成果となった D・・・まだ実施に至っていない
 E・・・計画を取りやめた

1 子どもを育てることに魅力を感じるまちづくり

(1) 子育てを支援する施設整備の推進

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度 ～平成26年度)	所管課
子育て支援センターの整備		平成18年6月に子育て支援センターを1カ所設置し、各種事業を実施している。 直営のため関係機関との連携もとりやすい。 【評価：A】	〈削除〉 子育て支援センターは、整備できたので、事業としては終了とする。	保育課
①地域子育て支援拠点の整備	地域子育て支援拠点を概ね中学校区に1カ所設置する。	—	《新規》	保育課
②子育てサロン等の整備	地域子育て支援センター及び子育て支援拠点で子育てサロンを開催する	子育て支援センターにて各種事業を実施している。 毎日開かれているサロンも充実していた。 【評価：B】 地域福祉活動センター2階のこども室で「おもちゃ図書館」(現「おもちゃルーム」)を実施 0～3才児を育てる母親たちの情報交換、仲間づくりの場として効果があった。 【評価：B】	【継続】 【継続】	保育課 社会福祉協議会
③ファミリー・サポート・センター事業の充実	保護者のリフレッシュや仕事と育児の両立等のため、組織と内容の充実を図る。	協力会員及び依頼会員も年々増加し、ファミリー・サポート・センター事業も充実している。 【評価：A】	【継続】	保育課
④児童館の整備・充実	西側に児童館を整備するとともに移動児童館の充実を図ります。	未整備のままである。 【評価：D】	【継続】	保育課

(2) 子育てを支援するサービス体制の充実

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度 ～平成26年度)	所管課
①相談事業の充実	子育て、保健、教育、福祉等の相談事業を充実します。	<p>子育て支援センターにおける育児相談、保健師による育児相談、栄養士による栄養相談は充実している。 【評価：B】</p> <p>「こどもと家庭なんでも相談」を実施し、家庭児童相談員による週2回の電話相談、随時の面接相談等を通して支援した。 【評価：B】</p> <p>平成18年10月から障害者生活支援センター「杜の家」、平成19年5月からは相談支援センター「わおん」へ補助。情報等の共有を図り、障害者の相談支援体制の充実を図った。 【評価：B】</p> <p>桶川市教育相談所において、児童生徒や保護者からの相談に適切に対応し関係機関との連携を図った。 【評価：A】</p> <p>住宅の増改築等について、住宅相談を定期的を実施した。 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】 「杜の家」、「わおん」への補助を継続すると共に、相談事業の一層の充実を図る。また、市でもこれまでと同様に相談支援体制の充実を図っていく。</p> <p>【継続】</p> <p>〈削除〉</p>	<p>保育課 健康増進課</p> <p>こども支援課</p> <p>福祉課</p> <p>学校支援課</p> <p>秘書広報課</p>
②多様な人材の確保と活用 ・ボランティア等の育成・支援	子育てを地域で支援するために、多様なボランティアやNPOの育成を促進します。	夏休みを中心に福祉施設などでのボランティア体験がメニューの中心のため、地域で継続的な活動を行うボランティアは発展していない。 【評価：B】	【継続】 新メニューの開拓(地域活動に関わるもの、子育て支援団体やサークル等の協働)	社会福祉協議会

		<p>NPO講座やNPO職員研修を実施しているが、NPO講座の参加者の伸び悩みに加えて、NPO法人数と活動の広がりにつながる成果が出ていない。子育て支援NPOの活動との連携はなかった。【評価：C】</p>	<p>【継続】 ※多様な活動のニーズに対応した講座内容の検討と社会福祉協議会やボランティアネットワーク、県内NPOとの連携を強化して、内容の充実（子育て支援を含めて）を図るために、中間支援組織の育成を目標とする。</p>	<p>自治文化課</p>
<p>・地域人材の活用</p>	<p>子育てを地域で支援するために、地域の人材の活用に努めます。また、里親制度の啓発に努めます。</p>	<p>里親制度を広く理解してもらうため、毎年10月の里親月間に市広報等に案内をして、市民への周知を図った。【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>こども支援課</p>
		<p>PTA、地域防犯推進委員など、地域の方々等の協力を得て、児童生徒の登下校の安全を確保することができた。【評価：A】</p>	<p>【継続】</p>	<p>学校支援課</p>
		<p>「桶川み・ら・い塾人材バンク」は21年度登録者有志による実演展示会を開催した。【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>生涯学習スポーツ課</p>
		<p>「桶川市職員出前講座」にて学校の総合学習の時間への講師等の紹介、派遣の依頼が増えている。【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>生涯学習スポーツ課</p>
		<p>地区社協設置地区（8地区）を設置し、自治会における小学校下校時の見守り活動、児童との交流等着実に成果をあげている。【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>社会福祉協議会</p>

<p>・在宅家事援助サービスの実施</p>		<p>出産をした場合などに家事援助サービスを利用する方が増えている。ファミリー・サポート・センターと比べて低料金で利用できることが喜ばれている。 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>③子育て支援ネットワークづくりの推進</p> <p>・地域育成活動の推進</p> <p>・子育てグループのネットワークづくりの推進</p>	<p>子育てを地域で支援するために、さまざまな団体やグループに対して支援を行います。</p> <p>地域における育成活動を活発化するため、団体・グループのネットワークづくりを推進します。</p>	<p>子育てを地域で支援するために子育て支援センターでは毎週月曜日、サロン室を子育てサークルの活動拠点としている。</p> <p>また、サークル活動の案内や紹介も合わせて行っている。 【評価：B】</p> <p>サークル紹介のための小冊子を作成した。 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】</p>	<p>保育課</p> <p>保育課</p>
<p>④乳児の健全な育成環境の確保「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施</p>	<p>乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を行う。早期の訪問により育児の相談、支援のための情報の提供を行う。</p>	<p>—</p>	<p>《新規》</p>	<p>健康増進課 こども支援課</p>

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
①支援制度の充実及び周知・活用	子育てに関する経済的な支援制度の活用について周知・広報を図り、負担を軽減します。	<p>児童手当、こども医療費、ひとり親家庭等医療費制度等を案内冊子配布及び広報掲載等により、概ね周知が図れた。【評価：B】</p> <p>平成20年1月から第2子以降の出産にかかる妊婦健診費の助成を行い、平成21年2月からは第1子までの拡大を図った。また、公費による妊婦健康診査費用を除き、最大14回までの助成を行い負担の軽減が図れた。【評価：B】</p> <p>国民健康保険加入者の出産育児一時金について、平成18年10月に第1子35万円、第2子50万円、平成21年1月に第1子38万円、平成21年10月に第1子42万円とし、出産等に係る費用の軽減が図れた。【評価：A】</p> <p>住宅取得のへ支援について、市中金利の低下により、利用者が減少した。【評価：C】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】 平成21年4月より妊婦健康診査の受診に関わる助成が拡大され、今後も推進を図る。</p> <p>【継続】</p> <p>〈削除〉 勤労者住宅資金貸付制度は市の業務としては継続するが、利用実績がほとんどないため計画からは除く。</p>	<p>こども支援課</p> <p>健康増進課</p> <p>保険年金課</p> <p>産業観光課</p>
②医療費負担の軽減	乳幼児医療費の負担の軽減に向けて、助成の拡大に努力するとともに、制度の充実について国や県に働きかけます。	<p>こども医療費について、平成20年度より自己負担額を廃止した。 また、平成21年10月から対象年齢を中学校3年生まで拡大した。【評価：A】</p>	【継続】	こども支援課

③教育費負担の軽減	義務教育費用負担の困難な家庭に対し、経済的な支援を行い、保護者の負担軽減を図ります。	児童生徒就学助成事業の実施を図れた。【評価：B】	【継続】	学務課
	就園児のいる保護者に就園費用の一部を補助する。	幼稚園就園奨励費補助事業を実施し、就園児のいる保護者に対して、幼稚園を通じ、就園費用の一部の補助をし、保育料の軽減を図れた。また、補助金額の引き上げをすることで、子育て費用の負担の軽減を図れた。【評価：B】	【継続】	教育総務課
④家庭保育室保護者助成金の充実	現行制度（月額8,000円を限度）を見直し、保護者助成金の増額を図る。	家庭保育室保育料と市保育料との差額8,000円を限度とし、保育料の助成を図れた。認可保育所との完全な差額解消にはなっていないが、子育て家庭にとって一定の効果はあった。【評価：B】	【継続】 事業内容を一部変更して継続する。	保育課

(4) 子どもと親の健康づくりの推進

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
①総合的な母子保健システムの確立 ・妊婦健康診査の充実	子どもの健やかな成長のために、保健・医療・福祉の一層の連携を図り、総合的な母子保健システムの確立に努めます。 また、妊婦が安心して出産できるよう出産準備教育の充実を図り、出産後も子育てに関する不安や悩みに対応していきます。	妊婦に対し、医療機関を通じて妊婦期間中2回(妊娠前期・後期)の健康診査を実施するため、母子手帳交付時及び個別通知と同時に周知徹底した。【評価：B】	【継続】 平成21年度から妊婦一般健康診査受診券5回(子宮頸がん、HIV等検査含)に加え助成券9回分、超音波検査4回分の拡充を実施している。	健康増進課

<p>・乳幼児健康診 査の充実</p>	<p>身体発達、精神発達 などの健康状態を把握し、早期発見に努め、適切な対応ができるよう、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施します。</p>	<p>身体発育、精神発達など健康状態の把握し、病気や異常を早期に発見し、適切な対応ができるよう乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施した。 受診率は 4か月健診は97.8%、 1歳6か月健診は94.9%、 3歳3か月健診は94.9% 未受診者へは勧奨通知及び訪問で対応。 【評価：B】</p>	<p>【継続】 身体発育、精神発達など健康状態の把握し、病気や異常を早期に発見し、適切な対応ができるよう乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施し、更なる受診率アップを図る。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>・健康相談の 充実</p>	<p>妊産婦や子どもの病気の予防や健康管理のため、7か月・10か月の健康相談を充実します。</p>	<p>7か月10か月相談では保健師（臨時保健師、助産師含）6～8人で相談対応。 また、地区担当保健師8人で相談対応 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康増進課</p>
<p>・訪問指導の 充実</p>	<p>安心して出産・育児ができるよう、健診未受診者に対し、保健師等が家庭を訪問して必要な相談・指導を行う。</p>	<p>新生児訪問は委託の助産師1人と地区担当保健師8人で対応。その他は地区担当保健師8人で対応 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康増進課</p>
<p>・マタニティスク ール・パパママ 体験クラスの 充実</p>	<p>母子の心身の健康を保持・増進し、父親を含めた家族の育児参加を促すため、妊婦やその夫を対象に妊娠・出産・育児に関する知識の普及と助言を行います。</p>	<p>利用者増加している。両親学級への夫参加率は79.7% 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康増進課</p>
<p>・むし歯予防教 育の充実</p>	<p>乳幼児期のむし歯を予防し、歯の健康づくりを進めるため、歯科医師会と協力しむし歯予防教育を充実します。</p>	<p>1歳6か月健診では歯科衛生士による指導実施。 平成21年4月から1歳6か月健診後の児へもフッ素塗布実施 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康増進課</p>
<p>・情報提供活動 の充実</p>	<p>各種母子保健事業について、市広報や「お知らせ」等により、広く市民への周知を図ります。</p>	<p>各種母子保健事業に関する情報について、各健診等受診率90%以上。各事業において参加者増加傾向 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康増進課</p>

<p>・予防接種事業の充実</p> <p>・思春期から青年期にかけての心の問題への対策の充実</p>	<p>更に接種期間内の未接種者に対する接種勧奨の強化を図る。</p>	<p>各健診で受診勧奨している。ポリオのみ集団接種。他は個別で実施 【評価：B】</p>	【継 続】	健康増進課
	<p>子どもたちが安心して相談できるような体制を整備し、関係機関との連携を図ります。(相談室の設置と相談員の配置)</p>	<p>桶川北本伊奈地区結核対策合同委員会を年3回開催し、管内の児童生徒の状況について、実態を詳細に把握することができた。 【評価：A】</p>	【継 続】	学校支援課
		<p>家庭児童相談員及びケースワーカーが学校、保健所、医療機関等と連携し支援した。 【評価：B】</p> <p>全中学校にさわやか相談員を配置し、保護者と教員との連携や相談活動の活性化を図ることができた。 【評価：A】</p>	【継 続】	こども支援課
<p>②小児医療体制の充実</p>	<p>近隣市町と協議のもと医師会及び歯科医師会と連携を強化し、小児医療体制の整備に努めます。当面は二次救急の平日完全実施に向けて努力します。</p>	<p>小児初期救急や小児二次救急医療を実施。段階的に実施日の増加が出来たことは評価できるものの、空白日の解消には至っていない。 【評価：B】</p>	【継 続】	健康増進課
<p>③食育の充実</p>	<p>望ましい食習慣の形成のため、「食育」プログラムを充実させます。</p>	<p>保育所における食育講話、エプロンシアター等を開催。また、子育て支援センターにおける食育講話、相談を実施。 【評価：B】</p>	【継 続】	保 育 課
		<p>親子料理教室において食育講話を実施し、食育を推進している。 【評価：B】</p>	【継 続】	健康増進課
<p>④健康教育・性教育の充実</p>	<p>子どもが生涯を通して健康的な生活習慣を確立し、主体的な選択により自己決定していけるよう取り組みを進め、性教育にも力を入れます。</p>	<p>教育委員会、小学校の協力のもとH19年度から小学校5・6年生を対象に防煙健康教育講演会を各校隔年で実施し、全児童に防煙健康教育を実施した。タバコの有害性について、具体的にわかりやすく児童に教えることができた。 【評価：A】</p>	【継 続】	健康増進課 学校支援課

(5) 潤いのあるまちづくりの推進

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
<p>①子どもの体験活動の充実</p> <p>・子どもの体験教室を開催</p>	<p>子どもがさまざまな体験を通して、健康な心を育むよう学校と地域の連携のもとに遊びや創作活動、自然や伝統文化とのふれあい、スポーツ活動など各種教室を開催します。</p>	<p>保育所園児による老人施設の訪問や保育所への招待を行い交流を図った。また「高齢者の集い」に参加。児童館では、料理教室(食育講座含む)を年2回開催。 【評価：B】</p> <p>子どもたちに学校等では経験できない貴重な、そして興味のある体験型講座・教室を継続的に実施した結果、多数が参加し好評を得た。 【評価：A】</p> <p>夏休み期間中の「科学遊び実験」や秋の児童・生徒が幼児を対象に行う「子ども読み聞かせ教室」など体験型事業を行うと共に、毎週土曜日3館で行う「お話会」に多数の方が参加し好評を得た。 【評価：B】</p> <p>歴史民俗資料館主催の講座は、そこそこの参加は見られたものの、ものづくりに終始してしまう講座が多く、内容について検討が必要だと考えている。 【評価：B】</p>	<p>【継続】 児童館の料理教室は希望者が多いため、回数を増やしたい。</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】 小学校低学年が参加主体となる事業のあり方から、小学校高学年以上の方々が参加・利用しやすい講座等へ切り替えていく必要がある。また、一過性の事業ではなく、継続性のある事業へと転換していく。</p>	<p>保育課</p> <p>公民館</p> <p>図書館</p> <p>歴史民俗資料館</p>
<p>・地域交流活動の促進</p>	<p>子どもが地域社会の一員としての自覚をもち、社会性を身につけ、心身ともに育つよう、世代間の交流を促進します。</p>	<p>毎年、児童館事業として「こどもとみどりのまつり」に参加 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>保育課</p>

		<p>中学生社会体験チャレンジ事業の推進委員として、PTA、商工会、ロータリークラブ、青年会議所等の協力を得ながら実施している。 【評価：B】</p> <p>「桶川市子ども教室」で地域の方々による工作等遊びの指導や、異学年との交流を行うことができた。 また、「合宿通学」について1小学校区にて実施。地域、参加児童、保護者、スタッフ、中学生が関わり、事業を進めることができた。【評価：B】</p> <p>学校5日制による学校休業日に体験教室を開催。子どもたちが体験できる講座を随時実施した結果、多数の方が参加し好評を得た。 【評価：B】</p>	<p>【継続】 実施学年の統一や新たにご協力いただける事業所の確保等、更に調整を進める。</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】</p>	<p>学校支援課</p> <p>生涯学習 スポーツ課</p> <p>公民館</p>
<p>②遊び場の確保</p> <p>・公園・広場等の整備</p> <p>・既存施設の活用</p>	<p>子どもを連れてのびのびと遊べる都市公園の整備を推進するとともに、身近な遊び場として児童遊園地、地域子ども広場などを整備します。</p> <p>学校の空き教室、公民館などを活用し、子どもの遊びや体験活動を充実させます。</p>	<p>地域こども広場3か所。広場が相続等の原因で、解約された広場もある。不可抗力とはいえ、広場数は現状を維持したい。 【評価：C】</p> <p>住宅地に下日出谷児童遊園地等が整備されたことにより、子どもの遊べる場所が予定より多く確保された。 【評価：A】</p> <p>朝日放課後児童クラブを午前中に地域の子育てサークル等に開放。3サークルが活動拠点とし、利用し充実を図られていた。【評価：B】</p> <p>余裕教室を生活科における活動ルーム及び総合的な学習の時間や算数・数学科等における少人数指導の学習ルームとして活用。各校の状況に応じて、有効な活用が図られていた。【評価：A】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】 坂田地内の公園整備を行う。</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】</p>	<p>自治文化課</p> <p>都市計画課</p> <p>保育課</p> <p>学校支援課</p>

<p>③子どもが安全に育つまちづくりの推進</p> <p>・交通安全の推進</p> <p>・防犯対策の推進</p>	<p>交通事故防止のために、引き続き交通安全教育を実施します。</p> <p>防犯意識の啓発活動のため、防犯教育を実施します。また、市PTA連合会が実施している「こども110番」事業を支援します。</p>	<p>交通事故防止のために、毎年上尾警察署と交通安全教室を実施している。 【評価：B】</p> <p>防犯意識の啓発活動のため、防犯キャンペーンを実施。全市民を対象とした防犯活動の支援を行った。また、小学校の下校時間を中心としたパトロール活動を実施した。【評価：A】</p> <p>子ども110番事業推進のための情報提供を行い、各小学校区にて把握している110番の家の情報掌握。 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】</p>	<p>安心安全課</p> <p>安心安全課 学校支援課</p> <p>生涯学習 スポーツ課</p>
<p>④公共施設バリアフリー化の促進</p>	<p>公共施設のバリアフリー化を推進します。また、子どもたちが安全に外出できるよう道路整備も推進します。</p>	<p>幅員8m以上(都市計画道路を含む)の歩道整備を施工する際、設計時において透水性舗装およびフラット方式としている。</p> <p>・市内全域を12ブロックに分け金・土・日を除く毎日の道路パトロールを実施しており、道路状況の把握と緊急工事を行った。</p> <p>・道路段差の状況を確認し、適宜修繕工事により対応。 【評価：B】</p> <p>公共施設の新、増、改築、改修工事時にバリアフリー化の整備を実施する中で、都市公園の多機能型トイレを新設した。 【評価：A】</p>	<p>【継続】</p> <p>行動計画の内容に変更はないが、国道である首都圏連絡自動車道(圏央道)・上尾道路や県道拡幅に伴う通学路の安全確保に重点を置き、歩道整備を中心に整備していく。</p> <p>【継続】</p>	<p>道路河川課</p> <p>都市計画課 建築課</p>

<p>⑤ 潤いのある環境の保全、整備</p>	<p>公園や保存樹木などの整備や自然環境保全に努め、「こどもの森」を東側にも造るよう努めます。</p>	<p>自然豊かな荒川の旧流路周辺や江川流域をはじめ、市内の環境保全に努めた。また、一定規模以上の雑木林を市民緑地や保存樹林に指定するとともに、保存樹林の指定を進めた中、桶川市の東側において、市民緑地の契約を締結することができ、イベントを実施した。【評価：B】</p> <p>前期計画中に都市公園1か所、児童遊園地5か所が増やすことができた。現在、都市公園23か所、児童遊園地67か所 【評価：A】</p> <p>江川下流域において湿地環境にできるだけ影響を与えないような河川整備計画を関係機関と検討中である。 【評価：D】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】</p> <p>【継続】</p>	<p>環境課</p> <p>都市計画課</p> <p>道路河川課</p>
------------------------	---	---	-------------------------------------	--------------------------------------

2 働きながら、安心して子どもを育てられるまちづくり

(1) 保育サービスの充実

【現状と課題】

児童人口は減少傾向にあるにもかかわらず、桶川市でも保育所利用児童の割合は増加しています。パートタイム労働、期間雇用、派遣労働、自営など、就労形態もさまざま、これに対応した保育の形態、幅広い時間帯での保育を求める声が高まってきています。また、保育所への通常入所以外の保育サービスについても、家庭で保育する保護者やその就労形態に合わせた一時的な保育、短期間の保育、夜間に就労する保護者への対応なども求められてきています。

現在の桶川市の保育所について、平成16年度と比較してみますと、公立保育所が4か所はそのままですが、認定こども園を含めた民間認可保育所は2か所から4か所に増え、定員は511人から560人と増えました。それでも、桶川市の、未就学児に対する保育所定員の割合は、平成21年度で15%程度と、県内自治体の中では下位に属していて、入所定員枠の拡大が必要とされています。

全国の保育園の待機児童数は約25,000人（平成21年4月現在）と公表されていますが、すべての働きたい女性の希望に応えるには乳幼児保育100万人分、学童保育145万人分、そのための財源は毎年2兆円前後の対策が必要であるとの指摘もあります。桶川市単独の事業としては限度があり、国や県の施策の充実が待たれるところですが、この次世代育成支援行動計画は、少子化に歯止めをかけることが目的の一つであるので、国や県の動向を見ながら、できる限りの施策を展開いくことが必要であると考えます。

【施策の方向性】

ここでは、次の3つのことを施策の基本方針として確認します。

- 子育てを社会全体で支援する。
- 保護者が働いている、働いていないにかかわらず、在宅育児、放課後対策も含め、すべての子育て家庭を支援する。
- 子どもを生き育てる人が就業などにおいて不利な立場にならないよう、仕事と子育ての両立支援を充実する。子育て期の家族が子どもと過ごす時間を充分確保できるように、男性を含めた働き方の見直しを図る。

（平成18年6月少子化社会対策会議『新しい少子化対策について』より）

① 多様な保育サービスの充実

未就学児に対する保育所定員の割合を約15%（平成21年度現在）から18%程度を目標に国・県の今後の施策の変化の動向を見ながら、入所定員枠の拡大を目指します。90年代半ばに出生率が1.66だったフランスが06年に2.00を超えた背景には現金給付に加えて保育サービスの充実があったと言われています。

桶川市でも共働き世帯の増加と就労の多様化が今後さらに進行し、保育ニーズの増大が予想されます。出生率向上のために、自治体ができる施策の中心は就学前の乳幼児保育サービスと就学後の放課後児童クラブであると考えますので、下記の施策の充実を推進します。

ア 保育を必要とするすべての児童が保育を受けることができるように、保育所の待機児童ゼロを目指し、現在560人の定員枠の拡大を今後5年間で進めます。施設整備については、日出谷保育所の新築移転により、低年齢児の定員の拡大を図るとともに、子育て支援拠点の整備を図ります。

また、国における「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を踏まえ、当面は、埼玉県が進めている「認定こども園」などによる、民間活力の導入により定員枠の拡大に努めます。

イ 通常保育の他、乳児保育・低年齢児保育・延長保育・一時保育事業については、民間保育所と連携をとりながら充実を図ります。短時間で働く保護者に対応する特定保育事業については、通常保育の受け入れ枠で対応します。夜間保育・休日保育事業については、当面は、認可外保育施設での取り組みを支援していきます。時代のニーズに柔軟に答えられるよう、さらに取り組めます。

ウ 病後児保育については、社会福祉法人に業務委託を行い19年度から実施していますが、今後は制度の周知を図るとともに、運営について充実を図っていきます。

エ 混合保育については、発達に遅れや障害のある子どもが地域で健やかに育つよう、幼稚園や保育所での受け入れ体制を充実させていきます。また、受け入れ機関で専門的なケアが受けられるよう継続して支援していきます。特に、障害児保育の担い手の中心は、公立保育所であると考えて

います。

② 保育所の多機能化の推進

地域の子育て支援については、子育て支援センターが主にその役割を担いますが、保育所もそれぞれの地域において、子育てを支援していくことが求められています。桶川市は、平成11年度から公立保育所で、地域交流事業「あそぼう会」を実施していますが、さらに内容の充実に努めます。

また、育児を巡る今日的課題として「親の養育力」が低下している現在、子育てに関する相談を受けたり、保育参加事業などの親支援事業の推進を図ることにより、保育所の多機能化を推進していきます。

(2) 放課後児童クラブの充実

【 現状と課題 】

放課後児童クラブについては、現在、1つの分室を含めて計8つのクラブを設置し、放課後から午後7時まで開室しています。子どもたちが生き生きと楽しく生活するためには指導員によるきめ細かい働きかけが必要です。

また、桶川市の放課後児童クラブに関する条例では、概ね10歳未満（小学4年生）まで受け入れることを定めていますが、入室希望者が増えたことにより、4年生の受け入れが困難な放課後児童クラブもあります。

また、厚生労働省は、大規模な放課後児童クラブを抑制するための施策として、平成22年4月から71名以上の放課後児童クラブに対しての補助金を減額することを発表しています。財政的に厳しい状況ですが、増え続けるニーズに対応できるよう、ゆとりある規模の放課後児童クラブを整備していくことが求められています。

【 施策の方向性 】

① 放課後児童クラブの充実

条例どおり、今後も4年生までの受け入れを継続し、今後も増え続けるニーズに応えるためには、定員の見直しを図り、ニーズに見合った施設を整備するとともに、引き続き施設の維持・管理にも努めます。

また、児童クラブにおいては、子どもたちに対して指導員によるきめ細かい働きかけが必要です。発達障害をはじめとする様々な障害を持つ子どもた

ちを受け入れている現状を考えると、埼玉県が定めている運営基準以上に指導員の配置が必要です。また、子どもの多様なニーズに応えるためには、指導員の研修をさらに保障し、専門機関との連携を図るなど、指導員に対しての決め細かい支援も必要と考えます。保護者や小学校との連携により、安心安全でかつのびのびと過ごせる放課後児童クラブの運営を図ります。

また、これまで桶川市では『放課後子ども教室』の運営がほとんど見られませんでした。親が働いている働いていないにかかわらず、在宅児童の放課後対策も含め、すべての子育て家庭を支援することが求められています。この観点に立ち、放課後の子どもたちの居場所として、『放課後子ども教室』の実施に向けて検討してまいります。

(3) 子育てと仕事の両立支援

【 現状と課題 】

子育て、介護、家事など家族的な責任と仕事の両立を図るためには、政府・自治体など公的機関とともに、民間企業においても、よりよい職場環境を作っていくことが重要です。ただ、労働政策を担っていない市町村における計画では実効性は薄く、民間企業に対して、政府や自治体の働きかけだけでは限界があることも明白です。しかし、働きながら子育てもできる方向へ社会を導くために自治体としては、男性の働き方の見直し、出産休暇、育児休業の取得が勧められる労働環境の整備のために何ができるのかを考え、啓発活動などを実施していく事は大切であると考えます。

シフト制など就労形態の多様化により、いろいろな勤務形態が想定され、保育時間の延長や夜間保育、休日保育など保育サービス機能の拡大を図ることは、保護者の就労時間が長くなることや夜間労働など多様な就労形態を可能にします。しかしながら、そのことが子どもたちの健全な育成に資することなのかという課題も出てきます。保育サービスの充実が真に「子どものための子育て支援」になるように、今後も検証していく必要があるでしょう。

子どもとのふれあいの時間と就労の時間のバランスを取ることも健全な家庭生活にとって必要なことです。仕事と家庭生活が両立できる「ワークライフ・バランス」の考え方の普及が求められています。

家事・育児は女性の責任とする意識はまだ根深いものがあります。特に、子どもを持って働く女性は、仕事と家庭、さらに育児を行うことになり、負担が大きいのが現状です。男女がバランスよく仕事と家庭に参画する男女共同参画社会の実現のための啓発活動が今後も重要であると考えます。

他方、少子化が進む中で女性に子どもを産むことを求めたり、女性だけに負担のかかる言動などは許されないことであり、少子化に対する各施策を展開していく一方で、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方を広く普及させていくことも重要なことであると考えます。

【 施策の方向性 】

① 事業主への働きかけの推進

男性を含めた働き方を見直すためには、企業の意識改革は必要不可欠です。市内の事業主を対象に育児支援などのセミナーを開催するとともに、育児休業制度等の普及促進を図ります。

② ワークライフバランス(仕事と家庭生活の調和)の推進

仕事と家庭生活の調和を意味するワークライフバランスという考え方が提案されています。『誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態』のことですが、このワークライフバランスという言葉自体、まだまだ理解されていないのが現実です。

今後の少子化対策や子どもたちの健全育成という観点からもワークライフバランスの考え方は重要であると考えます。そこで、ワークライフバランスとは何か、どのような効果があるのかなどについて、情報提供や学習の場を設けて普及啓発を図るとともに、八都県市共同キャンペーン（1都3県4政令市）による職員の一斉定時退庁を始め、域内の企業や住民にワークライフバランスの推進を訴えていきます。

③ 男女共同参画意識の啓発促進

少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関わられるよう家庭生活や地域活動などと両立できる働き方を実現していく事が求められています。また、子育て期の女性や男性だけでなく、あらゆる世代のすべての人が健康で豊かな生活をする時間を確保できることも重要です。さらに、多様な働き方・生き方が選択できることも少子化の流れを変えるためには重要と考えます。その意味で、男女が仕事と家庭にバランスよく参画する男女共同参画社会

の実現のために情報や学習機会の提供を充実します。

また、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の考え方を広く普及させ女性の基本的人権の確保に努めます。

前期計画の評価と後期計画の目標

評価の見方：A・・・計画以上に成果があがった B・・・概ね計画どおり達成できた
 C・・・計画を下回る成果となった D・・・まだ実施に至っていない
 E・・・計画を取りやめた

2 働きながら子どもを育てられるまちづくり

(1) 保育サービスの充実

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
①多様な保育サービスの充実				
ア 保育施設の整備	増大する保育ニーズに対応できるよう保育施設の整備を図り、待機児童の解消に努めます。	増大する保育ニーズに対応できるよう、平成17年4月に「どれみ保育園」(定員20人→その後27人に増員)、平成21年4月に認定こども園・ひがし保育園(定員22人)を開園するとともに、平成21年4月に「あゆみ保育園」を家庭保育室として認定したが、待機児童の解消には至っていない。 【評価：C】	【継続】 日出谷保育所の新築移転に伴い、定員の拡大を図るとともに、認定こども園の整備を推進します。	保育課
イ・乳児保育の充実(0歳児)	保育所、家庭保育室と連携して産休明け保育の充実を図ります。	「どれみ保育園」が開園し、産休明け保育(定員6人)を開始した。【評価：C】	【継続】	保育課
・低年齢児保育の充実(1・2歳児)	保育所などの3歳未満児の入所枠の拡大を図ります。	「どれみ保育園」、「認定こども園・ひがし保育園」を開園し、低年齢児保育の定員拡大を図るとともに、「あゆみ保育園」を家庭保育室として認定した。【評価：C】	【継続】	保育課
・延長保育の充実	民間保育所と連携をとりながら充実を図ります。	8か所の保育所で7時～19時までの延長保育を実施し、概ね利用者の要望に応えた。【評価：B】	【継続】	保育課

<p>・一時保育の充実</p>	<p>民間保育所での充実を図るとともに、公立保育所での実施を検討します。</p>	<p>公立保育所では実施に至っていない。【評価：C】</p>	<p>【継続】</p>	<p>保育課</p>
<p>ウ 病後児保育の充実</p>	<p>事業は実施したので、後期は制度の周知及び内容の充実を図る。</p>	<p>計画の目標は検討であったが、実施に至った。【評価：A】</p>	<p>【継続】 内容を変更して継続する。</p>	<p>保育課</p>
<p>エ 混合保育の充実</p>	<p>発達の遅れや障害のある子どもの幼稚園や保育所での受け入れ体制を充実します。また、専門的なケアが受けられるよう支援します。</p>	<p>公立保育所において保育士の加配を行い、混合保育として、障害児保育を実施した。【保育：B】</p> <p>巡回相談実施。 保育内容について、園ごとに意識や人的体制に違いがあり、支援が難しい場合があった。また、保育現場や保護者との調整に課題を残した。【評価：B】</p>	<p>【継続】</p> <p>【継続】</p>	<p>保育課</p> <p>こども発達支援センター</p>
<p>② 保育所の多機能化の推進</p> <p>・地域交流事業「あそぼう会」の充実</p> <p>・電話相談の充実</p> <p>・親支援事業</p>	<p>公立保育所で実施している「あそぼう会」にシニアボランティアなどを募り充実を図ります。</p> <p>公立保育所2か所で実施している電話相談の充実を図る。</p> <p>保育所における親の養育力向上のための支援を強化し、豊かな子育て・親育ちを実現する。</p>	<p>公立保育所4か所で実施。利用者も増加し、事業が充実している。【評価：A】</p> <p>平成18年6月に子育て支援センターを設置して、子育て相談窓口が開設されたため、廃止とした。【評価：E】</p> <p>—</p>	<p>【継続】</p> <p>〈削除〉 平成20年度から事業を廃止した。</p> <p>《新規》</p>	<p>保育課</p> <p>保育課</p> <p>保育課</p>

(2) 放課後児童クラブの充実

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度 ～平成26年度)	所管課
①放課後児童クラブの充実 ・受け入れ体制の充実	待機児童の解消を図るため、定員の見直しを行い、ニーズに見合った施設整備の推進を図ります。	長期休暇中の開室時間を8:00から7:30に拡大した。また、指導員の研修の充実を図った。【評価B】	【継続】 事業内容を変更して継続する。	保育課
・運営体制の充実	障害児の受け入れについて、指導員の研修を充実するとともに、専門機関との連携を図り、体制の充実を図ります。	指導員の研修の充実を図り、障害児を受け入れた。【評価：B】	【継続】	保育課

(3) 子育てと仕事の両立支援の充実

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度 ～平成26年度)	所管課
①事業主への働きかけの推進 ・事業主への意識啓発の推進	市内の事業主を対象に育児支援などのセミナーを開催します。	事業主及び労働者を対象に法制度などのセミナーを開催し啓発を行った。【評価：B】	【継続】	産業観光課
・育児休業制度等の普及促進	市内の事業主に育児休業制度の意識啓発と育児休業給付金等制度の周知を図ります。	育児・介護休業法のセミナーを開催し啓発を行った。【評価：B】	【継続】	産業観光課
・子育て中の親の再就職支援	子育て中の女性が再就職しやすいように合同会社説明会を関係機関に働きかけたり、技術取得のための講座を推進します。	未実施 【評価：D】	〈削除〉 労働政策は主として国、県の事業であり、合同説明会などは、市としては困難である。	産業観光課

<p>②ワークライフバランスの推進</p> <p>・ワークライフバランスの啓発</p>	<p>ワークライフバランスとは何か、どのような効果があるのかなどについて、情報や学習の場を設けて、普及啓発を図るとともに、「八都県市共同キャンペーン」を推進します。</p>	<p>—</p>	<p>《新規》</p>	<p>総務課 保育課</p>
<p>③男女共同参画意識の啓発促進</p>	<p>男女が家庭生活と職業生活及び地域活動の両立を図るための情報や学習機会の提供を充実します。</p>	<p>男女共同参画情報紙「かがやき」を年1回発行し、全戸配布している。 また、市民啓発研修や市民対象にイベントを開催し啓発を図った。 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>

3 どの子ども健やかに育ち、育てられるまちづくり (教育・人権の視点から)

(1) 子どもの個性と豊かな心を育む教育の推進

【現状と課題】

現在の日本は、高度に工業化・情報化され、急激な変化の中にあります。子どもたちがこのような時代に柔軟に適応し、自らの個性やよさを発揮しながら、主体的に問題を解決する能力を高める必要があります。

市内7つの私立幼稚園では、それぞれ幼児の生活体験や遊びを豊かに、個性や創造性を育むように運営されていますが、今後も保育所、学校、地域、家庭等と定期的に情報交換を行い、連携に努める必要があります。

また、家庭における子育て力が落ちているという現在にあって、子育て支援にどう関わっていくのか、特に障害を持った児童の幼児教育の推進については、今後の課題であると考えています。

就学前の教育・保育を一体として捉えた「認定こども園」の国における動向を踏まえて、保育所と幼稚園のあり方を研究していく必要もあります。

市内には7つの小学校、4つの中学校がありますが、それぞれ特色のある教育活動を行っています。いつの時代でも教育の基本となるのは学校の教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係です。学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業をするために教職員はこれまで同様、これからも継続して研修に取り組む必要があります。また、国際理解教育、環境教育、キャリア教育、情報教育、福祉教育など学校が担うべきテーマについても、日々の実践の中で地道に取り組んでいく必要があると考えます。

特別支援学級は、現在、小学校に5校、中学校に3校設置され、適切な教育支援が行われています。

また、通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）、アスペルガー症候群などの児童生徒への学習支援についても教職員の資質の向上を図り、適切な支援を行う必要があります。現在、桶川市においては、桶川西小学校内に「通級指導教室」が設置され、適切な学習支援が行われています。

生徒指導上、重要課題である問題行動や不登校の課題についても、学校、地域、家庭・関係機関が連携して取り組む必要があります。平成20年度における桶川市の不登校の状況は、小学校が16人で出現率は100人当たり0.38人（全国0.32人、埼玉県0.29人）、中学校が52人で出現率は100人当たり2.54人（全国3.05人、埼玉県3.10人）となり、小学校は横ばい、中学校は微増の傾向にあります。

また、人間関係上のトラブルを暴力に頼らずに解決できるような能力を高め、命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育については、これからも継続して行うことが求められています。

次に、教育活動に対する評価と地域住民の教育への参画についてです。

平成19年に学校教育法が改正され、学校の教育活動について、教職員による自己評価と学校関係者による評価制度がありますが、教職員による評価は公表されるようになりました。こうした評価により、学校ごとにそれぞれの現状と課題がより明確になり、教育目標などに反映されるようになりました。

地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして、平成12年度から学校評議員制度が導入されましたが、桶川市においては、平成10年度から導入し、現在は、市内各小中学校にそれぞれ5名の学校評議員がいます。評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域連携の進め方など、校長が行う学校運営に関して意見を述べ、助言を行うこととされ、校長は、必要に応じ、評議員が一堂に会する機会を設けることができます。桶川市においては、各校とも年2～3回「意見交換会」を開催しており、地域に開かれた組織となっています。

また今後は、保護者や地域住民の意見を反映できるよう、地域の実態に合わせた教育環境を整備していく必要もあります。平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会が学校を指定して、学校の運営に関して協議する機関として、保護者や地域住民から成る「学校運営協議会」を置くことができるようになりました。この「学校運営協議会」により支援していくことも今後の方向性の一つであると考えます。

さらに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる体制を整えていく必要もあります。各学校で、学校応援団やおやじの会など、地域ぐるみのボランティアで子どもを育てる体制を整えていきます。地域のいろいろな大人が学校の教育活動にかかわることで、多様な体験・経験の機会が増え、規範意識

やコミュニケーション能力の向上、あるいは、地域の教育力向上につながります。具体的な活動例として、登下校時の通学路の見守り、環境整備、図書館指導補助、学習支援、学校行事の準備補助などが考えられます。

家庭教育は、すべての教育の出発点です。そして、いつの時代にも子育てに悩まない親はいません。子育てに関する様々な悩みと葛藤の中で、やがてそれを乗り越えて、親も子どもも成長していくものですが、適切な対応がとれないまま、育児不安に陥ったり孤立化してしまうこともよくあることです。かつての親たちは、家族や親戚、近所の人たちの姿を見て、子育てについて学ぶ機会が多くありました。現在の子育てを取り巻く状況の中で、親のニーズに応えた子育てに関するさまざまな学習機会を提供していくことが求められています。

【 施策の方向性 】

① 幼児教育の充実

幼児が生活体験や遊びを豊かにし、個性や創造性を育むことができるよう幼稚園教育を充実するとともに、親支援事業の推進を図ります。また、在園している障害児に対して、関係機関と連携を図りながら支援していきます。

さらに、『幼・保・小の連携』により、地域や家庭と情報交換を行い、ゆとりある子育てができるよう努めます。

② 学校教育の充実

ア 教育内容・方法の充実と教師の資質の向上

教師が児童や家庭との間で信頼関係を築くことは、とりわけ重要なことです。基礎的・基本的な学習内容の習熟に努め、子どもの良さを生かす評価を工夫するなど学ぶ楽しさやわかる喜び・できた達成感を実感できる授業を展開します。子どもや地域の特性を活かし、子ども達が自主的、主体的な態度で学習に取り組めるよう工夫を重ねていきます。

現在の習熟度別クラスやチームティーチングなどの機会を増やし、さらに、一人ひとりに対応したきめ細かな指導ができるように取り組んでいきます。

また、研究発表の公開などを行い、教職員の指導力と意識向上を推進するとともに、教職員の研修の成果が児童生徒に反映されるように教育活動全般を支援していきます。

イ 特別支援教育の充実

障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりが社会でともに生き、支えあうために、自己決定権及び発達の権利・利益が尊重されることが重要です。障害を理由に、差別をしたり、差別をされたりすることがないように、障害を理解する学習を進め、特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育の充実に努めます。

通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）など発達障害をもつ児童生徒への学習支援についても、通級学級の設置校の拡大を検討していく一方、周りの児童生徒がナチュラルサポーター『自然な応援団』となり、効果的な支援ができるよう、教職員と補助指導員の研修を充実します。

ウ いじめ、非行・問題行動や不登校への適切な対応

いじめや非行・問題行動などの問題解消を図るため、子どもの基本的人権を尊重する中で、専門的な相談員やカウンセラーを配置します。さわやか相談員が4中学校に配置されていますが、思春期から青年期にかけての子どもたちが心身や性の問題について、安心して学校などで相談できるように、さらに体制を整備し、関係機関との連携を図ります。

不登校については、既に設置されている不登校プロジェクトを定期的で開催し、さらに充実させていきます。

エ 命を大切にする心の教育及び環境教育などの推進

人がお互いの違いを認め合い尊重しあって生きていくために、人間関係上のトラブルを暴力に頼らずに解決できるようにコミュニケーション能力を高め、命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育を推進します。

また、環境、福祉、国際理解など今日的な課題であるテーマに関しても、総合的な学習の時間などを活用しながら、日々実践していきます。

オ 教育への住民参加と教育活動の評価の推進

地域の実情や要望を取り入れて特色ある教育活動を展開することが大切です。これまで同様学校評議員制度により、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。

学校の教育活動については、今後も教職員、関係者による評価を行い、

その結果を踏まえて、学校ごとの現状と課題を明確にして、教育目標や教育活動などに反映させていきます。

③ 家庭教育の充実

「家庭教育に関する講演会」、埼玉県作成「親の学習プログラム」など子育てに関係する学習機会をさらに充実させていきます。

また、毎月第3日曜日を「家族の日」として設けています。その意義、家庭の役割・重要性について再認識するために、親子ふれあいウォーキングやポスターコンクールなどを通じて取り組みます。

(2) 子どもの人権の擁護

【 現状と課題 】

子どもたちが、かけがえのない一人の人間として人権が侵害されることがあってはなりません。子ども一人ひとりが等しく尊重され、その最善の利益が保障されるよう、施策を推進していかなければなりません。しかし、現実には子どもたちの人権や意見が尊重されない場合が多々あり、その最たる事例が虐待です。

全国児童相談所長会の平成20年4～6月の虐待を受けた8,108名の調査によると、性的虐待など重度虐待は468名で5.8%、生命の危険ありと判断された子どもは129名で1.6%となっています。その生命の危険ありとされた子どものうち、1歳未満が40%となっています。こうした虐待をした保護者のうち、「虐待を認めて援助を求めているとされた」保護者は、31%にあがりました。どの事例にも共通するのは、社会的支援からの孤立です。支援に結びつけられれば、虐待に至らずに済むことが多いと考えられます。

また、虐待につながりそうな家庭の状況は、経済的な困難が34%、虐待者の心身の状態によるものが31%、ひとり親家庭が26%などです。

虐待を受けた子どもが保護された後で、発達障害と診断されるケースもあり、知的障害を伴わない発達障害の子どもは4%でした。保護者に発達障害についての知識がなく、子どもの行動が我慢できずに、虐待に至るケースもあります。

桶川市の状況としては、平成20年度の児童虐待通告件数は23件で、近隣住民からの通告が半数を超え、3歳から就学前児童が対象になることが半数を

占めています。うち、一時保護したケースは1件で、継続対応が6件、地域支援・見守りが7件、状況確認のみが9件となっています。

桶川市では「要保護児童対策地域協議会」を平成18年度に発足させ、平成20年度においては、代表者会議を年1回、実務者会議を2回開いたほか、被虐待児やその家族への具体的支援について、「事例検討会議」を年11回開催して各関係機関の連携を図っています。

児童虐待は、子育て中の家庭ではどの家庭でも起こり得るとの認識に立ち、私たち一人ひとりが自己の問題であるとの理解を深め、虐待防止の役割を担っていくことが重要です。そのために、一人ひとりが地域の様子に目を配っていく必要があります。

【 施策の方向性 】

① 児童の権利に関する条約の普及促進

子どもたちが社会の一員として尊重されるように「児童の権利に関する条約」について積極的な学習を進めるとともに、普及・啓発に努めます。

② 児童虐待防止対策の推進

家庭環境に心配がある児童、虐待を受けた児童、育児に不安や負担を感じている保護者などに対し、保健、教育、福祉などの関係機関が連携し迅速な相談・保護体制を充実させて、児童虐待の早期発見・適切な支援に努めます。そのため、「桶川市要保護児童対策地域協議会」を積極的に活用し、子どもを守る地域ネットワークとして有効に機能させ、各機関の連携強化を図っていきます。

また、虐待をしてしまった保護者や疑いのある保護者を地域で孤立させないよう、見守りながらフォローできる体制の構築に努めます。

さらに、児童虐待に連動することが多いDV（ドメスティックバイオレンス）に対しての取り組みも充実させ、関係機関の連携を図ります。

(3) 支援を要する子ども・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

【 現状と課題 】

さまざまな理由により、ひとり親家庭が増える中、ひとり親家庭が自立するためには、就業に主眼をおいた総合的な施策が必要と思われま

す。また、障害のある子どもたちの健全な発達を支援し、ノーマライゼーションの理念に基づき、身近な地域で安心して生活できる観点から、適切なりハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、放課後・長期休業中を含めた日中活動の場の確保、保護者に対する育児相談や家族への支援など総合的な取り組みを進める必要があります。

さらに、現在、こども発達支援センターにおいては、就学前の成長、発達に関して心配のある子どもと保護者に対して、専門的な支援を行っていますが、就学後の子どもに対しても引き続き、相談や機能訓練などの事業を継続していくことが求められています。就学後の事業継続について、検討していく必要があります。

【 施策の方向性 】

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援制度（母子家庭高等技能訓練促進費等事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業など）について、パンフレットや市広報などによる周知と制度の活用を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。

② 障害のある子どもへの支援の充実

乳幼児健康診査などにより、障害の早期発見に努めるとともに、発達障害などを早期発見できるように、5歳児健診の導入を検討していきます。

こども発達支援センターにおいて、成長、発達に心配のある子どもと保護者に対して、発達相談・親子教室・言語指導・運動機能訓練などの支援を行い、事業の充実を図ります。就学後の子どもに対しても引き続き、相談や機能訓練などの事業を継続していくこと及び放課後・長期休業中を含めた日中活動の場の確保について検討していきます。

また、いずみの学園において、発達の遅れや障害のある幼児などに対して、通園による専門的な療育指導を行い、保護者に対しては相談・支援を行います。そのために、スタッフの充実と専門性の向上に努めます。

前期計画の評価と後期計画の目標

評価の見方：A・・・計画以上に成果があがった B・・・概ね計画どおり達成できた
 C・・・計画を下回る成果となった D・・・まだ実施に至っていない
 E・・・計画を取りやめた

3 どの子ども健やかに育ち、育てられるまちづくり（教育・人権の視点から）

(1) 子どもの個性と豊かな心を育む教育の推進

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
①幼児教育の充実	<p>幼児が個性や創造性を育むことができるよう教育内容を充実します。また、障害のある幼児・児童の受け入れについて働きかけます。</p> <p>さらに「幼・保・小」の連携に努めます。</p>	<p>桶川市幼稚園・保育園・小学校・中学校教育研究協議会を6月下旬に1回、1月・2月に1回ずつ、計3回確実に実施している。特に幼稚園・保育所と小学校との情報交換は学校、家庭との連携にも大きな効果をあげている。</p> <p>【評価：A】</p>	【継続】	学校支援課
②学校教育の充実				
ア 教育内容の充実と教師の資質の向上	<p>教育内容、方法の充実について、子どものよさを生かす教育課程を工夫するなど学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業を推進推進するとともに、教職員の研修を充実します。</p>	<p>学校訪問を県教育局の指導のもと充実した研修にすることができた。また、教職員資質の向上については、3年間の委嘱研究の成果を十分に発揮した研究発表が行われた。</p> <p>【評価：A】</p>	【継続】	学校支援課
イ 特別支援教育の充実	<p>特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育をさらに推進します。また、LDやADHDの児童生徒へも専門的な支援ができるよう特別支援教育を充実させます。</p>	<p>特別支援学級の充実や特別支援指導補助員の資質向上のための研修会を開催するなど、特別支援における教育の充実に取り組んでいる。</p> <p>【評価：A】</p>	【継続】	学校支援課

<p>ウ いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応</p> <p>エ 命を大切に する心の教育及び環境教育などの推進</p> <p>オ 教育への住民参加と教育活動の評価の推進</p>	<p>専門的な相談員やカウンセラーを配置し、地域で子どもを見守り育てる環境をつくりま す。不登校については、プロジェクトをさらに充実させます。</p> <p>人がお互いの違いを認め合い尊重しあ って生きていくために、命の尊さや他人の痛 みについて、共感する教育を推進します。</p> <p>学校評議員制度により、地域や社会に開 かれた学校づくりを推進します。また、教職 員・関係者による評価を行い、教育活動に反 映させます。</p>	<p>全中学校に配置しているさわやか相談員とスクールカウンセラーとの積極的な連携により、不登校児童生徒数が減少している。 【評価：B】</p> <p>夏季休業中に各校2名以上の教員の参加を促し、研修会を確実に推進している。 【評価：A】</p> <p>—</p>	<p>【継続】 特に少年非行化の低年齢化が課題になっている中、更に小中学校、関係機関と連携を保ち課題の解決に努めます。併せて、家庭教育の果たすべき役割を保護者に理解していただく機会を充実していきます。</p> <p>【継続】</p> <p>《新規》</p>	<p>学校支援課</p> <p>学校支援課</p> <p>学務課</p>
<p>③家庭教育の充実</p> <p>・家庭教育に関する学級や講座の充実</p> <p>・家庭教育への支援</p>	<p>親が無責任な放任や過保護・過干渉の子育てに陥らないよう学習機会を充実します。</p> <p>親と子どもが遊んだり、相談したり、情報収集の場や機会の充実を図ります。</p>	<p>「PTA家庭教育講演会」・「PTAリーダー研修会」・「子育て講座」等の講座を実施。 【評価：B】</p> <p>子育てに関し、親同士の情報交換の場や育て方の疑問を直接相談できるなどの機会を提供した結果、多数が参加し、大変好評を得た。 【評価：A】</p>	<p>【継続】 21年度から「親の学習」講座に変更しました。 今後も対象を新小学生に加え、新中学生保護者にも実施していきます。</p> <p>【継続】</p>	<p>生涯学習 スポーツ課</p> <p>公民館</p>

・家庭・家族のふれあい促進	家族間のふれあいを深めるために、親子ふれあいウォーキングやポスターコンクールなどに取り組みます。	家庭の役割や重要性の啓発普及活動を広報紙への掲載及びキャンペーンでの啓発をおこなった。 【評価：C】	【継続】	生涯学習 スポーツ課
---------------	--	---	------	---------------

(2) 子どもの人権の擁護

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
①児童の権利に関する条約の普及促進	積極的な学習を進め、趣旨の徹底や啓発に努めます。	「成人学級講座」などを実施し、主にビデオ鑑賞にて学習を行った。 【評価：B】	【継続】	生涯学習 スポーツ課
②児童虐待防止対策の推進				
・児童保護相談体制の充実	「桶川市要保護児童対策地域協議会」を積極的に活用し、子どもを守るネットワークとして各機関の連携強化を図ります。	要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関の連携を強化し支援した。 【評価：B】	【継続】	こども支援課
		乳幼児健診カルテの一貫化、予防接種台帳の整備により対応。また、各会議への参加及び同行訪問実施。 【評価：B】	【継続】 平成22年度に、妊娠届、妊娠中の状況、乳幼児健診及び予防接種履歴等電子カルテの整備を行い早期対応可能とする。	健康増進課
		学校より報告があった事例については、確実にこども支援課等に連絡及び相談を行い、防止に努めている。 【評価：A】	【継続】	学校支援課
・DVに対する取組みの充実	児童虐待に連動することが多いDVについての取組みを充実させ、関係機関の連携を図ります。	DVにより、支援を必要としている母及び児童に対し、男女共同参画室と連携し、保護や相談等の支援を行った。 【評価：B】	【継続】	こども支援課

		庁内・外の構成員で組織されるDV対策連絡会議の開催し、DV被害者住民情報保護の一括管理。 また、職員対象のDV防止研修の実施 【評価：B】	【継続】	人権・男女共同参画課
・こども家庭ネットワーク会議の強化	事業名「要保護児童対策地域協議会」として充実を図ります。	平成18年4月に「桶川市要保護児童対策地域協議会」を発足させた。 また、児童福祉法が改正され、平成21年から対象児童を要保護児童に要支援児童、特定妊婦を加え、協議会の役割が拡大した。 【評価：A】	【継続】	こども支援課

(3) 支援を要する子ども・家庭へのきめ細やかな取り組みの推進

事業名	事業内容(目標)	前期計画の評価 (平成17年度～平成21年度)	後期計画の目標 (平成22年度～平成26年度)	所管課
①ひとり親家庭等の自立支援の推進				
・職業情報・相談の充実	子育てをしている女性の再就職のために情報提供や相談の充実に努めます。	職業情報等のパンフレットの配布をした。 また、インターネットによる情報提供をはじめ、随時相談者への対応に努めた。 【評価：B】	【継続】	こども支援課 産業観光課
・援護制度の周知・活用	ひとり親家庭等に対する経済的支援制度について周知や活用を図り、自立を支援します。事業名＝「母子家庭自立支援の充実」	案内冊子配布及び広報掲載等により概ね周知が図られた。 【評価：B】	【継続】 「母子高等技進費事業」制度等の有効活用を図る。	こども支援課
・母子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に向け、相談・支援を行う母子家庭自立支援員を配置する。	未実施 【評価：D】	【削除】 市独自で配置するほどの相談等見込めないため。今後は、上記の援護制度に統合する。	こども支援課

<p>② 障害のある子どもへの支援の充実</p>				
<p>・こども発達支援（療育）事業の充実</p>	<p>こども発達支援（療育）事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達相談の充実 ＜医師。言語聴覚士、心理士。理学療法士による専門相談の充実を図る＞ 地域支援（保育所・幼稚園）の充実 ＜集団に在籍し、集団適応が困難な子どもに対し、より適切な保育方法の助言を行い、発達支援につなげる。＞ 	<p>ケースワーカーや保育士の増員（正規職員）を図り、健診から始まる市の療育システムの中核として、保健師をはじめ、言語聴覚士、理学療法士、心理士と連携し事業の充実を図ることができた。 【評価：A】</p>	<p>【継続】</p>	<p>こども発達支援センター</p>
<p>・いずみの学園通園事業の充実</p>	<p>知的発達に遅れのある幼児の保護及び知識・生活力の習得を支援すると共に、保護者への支援を行います。</p>	<p>保育士の増員により入園児童数を増やし、関係部署・専門員との連携のもとに、入園児への適切な療育と保護者への支援を行うことができた。 【評価：A】</p>	<p>【継続】</p>	<p>いずみの学園</p>
<p>・在宅福祉サービスの充実</p>	<p>障害のある子どもと保護者が安心して地域生活を送れるよう、相談体制と在宅福祉サービスを充実します。</p>	<p>障害福祉サービス（居宅介護・行動援護・短期入所）、移動支援、日中一時支援等サービスの周知をし、必要なサービス利用を促した。 【評価：B】</p>	<p>【継続】</p>	<p>こども支援課</p>

第 7 章 目標事業量の設定

行動計画に基づく取り組みが円滑に推進されるようニーズ調査結果を踏まえ、計画期間の後期 5 年間ににおける主要事業について、具体的な目標事業量を設定しました。

通常保育事業								
定 員			うち公立			うち私立		
16年度	21年度	26年度	16年度	21年度	26年度	16年度	21年度	26年度
511	560	611	411	411	429	100	149	182

延長保育事業			休日保育事業		
か所数			か所数		
16年度	21年度	26年度	16年度	21年度	26年度
6	8	9	0	0	0

一時保育事業		
か所数		
16年度	21年度	26年度
2	4	5

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）			病児・病後児保育事業		
か所数			病児、病後児対応型		
16年度	21年度	26年度	16年度	21年度	26年度
0	0	0	0	1	1

放課後児童健全育成事業					
か所数			うち 国庫補助事業		
16年度	21年度	26年度	16年度	21年度	26年度
7	8	8	7	8	8

地域子育て支援拠点事業 (センター型)		
か所数		
16年度	21年度	26年度
0	1	1

地域子育て支援拠点事業 (サロン型)		
か所数		
16年度	21年度	26年度
0	2	4

ファミリーサポート センター事業		
か所数		
16年度	21年度	26年度
1	1	1

※平成16年度、平成21年度は実績値、平成26年度は目標事業量を記載。

資料編

- 桶川市次世代育成支援行動計画策定委員名簿 ……
- 桶川市次世代育成行動計画策定経過 ……………
- 用語解説 ……………

桶川市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定委員

(平成22年3月1日現在)

役職	氏名	所属等
委員長	吉村 史朗	公 募
副委員長	岩田 博明	桶川市民生委員・児童委員協議会
委員	朝見奈々恵	桶川市幼稚園協会
〃	石川 利郎	埼玉県中央児童相談所
〃	岡野千枝子	桶川市PTA連合会
〃	笠原 さおり	桶川市放課後児童クラブ連合会
〃	梶谷由美子	障害児関係団体「フレンド」
〃	加藤美知子	認可外保育施設代表者
〃	小島 章裕	桶川市小中学校校長会
〃	佐藤 敏子	桶川市保育所父母の会連合会
〃	藤原 保利	公 募
〃	前沢 美琴	公 募
〃	増山 孝男	桶川市社会福祉協議会

(敬称略)

桶川市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定経過

年 月 日	事 項
平成 21 年 6 月 22 日	第 1 回「こども育成審議会」に提案
平成 21 年 7 月 15 日	第 1 回「策定委員会」(全体会)開催
平成 21 年 8 月 11 日	第 2 回「策定委員会」(小委員会)開催
平成 21 年 9 月 15 日	第 3 回「策定委員会」(小委員会)開催
平成 21 年 10 月 7 日	第 4 回「策定委員会」(小委員会)開催
平成 21 年 10 月 22 日	第 5 回「策定委員会」(小委員会)開催
平成 21 年 11 月 24 日	第 6 回「策定委員会」(全体会)開催
平成 21 年 12 月 7 日	第 2 回「こども育成審議会」に中間報告及び意見聴取
平成 22 年 2 月 10 日	連合埼玉県央地域協議会に意見聴取 (平成 22 年 2 月 23 日回答あり)
平成 22 年 2 月 14 日	市民を対象とした「公聴会」を開催
平成 22 年 3 月 2 日	第 7 回「策定委員会」(全体会)開催
平成 22 年 3 月 10 日	第 3 回「こども育成審議会」に報告
平成 22 年 3 月 26 日	策定委員長より市長に(案)の答申

用語解説

NO	用語	解説
1	アスペルガー症候群	興味・関心やコミュニケーションについて特異であるものの、知的障害がみられない発達障害のこと。知的障害がない自閉症として扱われる多いが、公的な文書においては、自閉症とは区分して取り扱われている。
2	ADHD(注意欠陥・多動性障害)	Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、単調な作業を長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えないで行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫、衝動性、多動性の症状が見られる。
3	LD(学習障害)	Learning Disabilitiesの略で、全般的には知的障害の遅れはないものの、聞く・話す・読む・計算するなど特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な障害の総称
4	学校運営協議会	教育委員会が個別に学校を指定して置くことができる機関で、保護者や地域住民、有識者などから構成し、当該学校の運営に関して協議する。
5	学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと
6	学校評議員制度	校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度で、これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を目指すもの
7	家庭保育室	認可外保育施設の内、一定の基準を満たしている施設を、市が「家庭保育室」として認定を行い、乳幼児保育の委託を行う制度
8	交流教育	障害児の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、小・中学校、高等学校の児童・生徒等と活動を共にする機会を積極的に設けるという障害児教育の一つで、一般の子どもたちにとっても、優しさと思いやりを育てるなどの教育効果が期待されている。
9	合計特殊出生率	女性が一生の間に産む子どもの数。近年低下してきており、急激に少子化が進行していることが、社会問題になっている。
10	子育て支援拠点	子育てサロン、子育て相談、子育て情報の提供を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る機関
11	子育てサロン	子育て親子の交流を図る場所
12	子育て支援センター	地域住民を対象に、育児相談、情報提供、サロンの開催を行うとともに、子育てにかかわる講習等を実施する機関
13	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病、出産、看護、事故等により児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設で宿泊を伴い一時的に養育・保護する事業
14	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設で一時的に養育・保護する事業
15	こどもフォーラム	以前、市で実施していた「子ども議会」が発展したもので、市内の各小学校が参加し、市政について子どもたちが意見をまとめ、発表する機会となっている。
16	混合保育	心身に障害を有し、又は有していると認められる児童を健常児との集

		団保育を行うことにより当該児童及び健常児の健全な成長と発達の促進を図る。
17	児童館	児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にする。また、母親クラブなどの地域組織活動の育成を図るなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有している。
18	児童虐待	児童の健全な成長や発達を阻害する人権侵害の行為が、親や同居者などにより行われることで、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢(ネグレクト)に分類される。
19	児童の権利に関する条約	国連総会が1989年11月20日に採択した条約で、わが国は、1994年に批准した。条約締結国には、児童を18歳未満の者と定義し、児童に関するすべての措置をとる時には児童の最善の利益が考慮されること、児童の福祉に必要な保護及び擁護を確保するために、すべての立法上、行政上の措置をとることなどを義務付けている。
20	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
21	チームティーチング	複数の教師が綿密に協力しあって、1クラスあるいは複数の学級の児童・生徒を教えること。
22	通級指導教室	通常の学級に在籍しながら、落ち着きがない、感情の起伏が激しく集団行動が苦手である、友達とかかわりがもてないといった児童について、市が設置し、週1回程度通うことで、学校生活がより豊かに送れるように指導する教室
23	特定保育事業	親の就労形態の多様化(パートの増大)に伴う保育需要の変化に対応するため、3歳未満児を対象に週に2,3日程度、または短時間柔軟に利用できる保育サービス
24	特別支援教育	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。
25	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や元配偶者、恋人など親密な関係にある男性から女性に振るわれる暴力のこと。
26	認定こども園	就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行い、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の4種類がある。
27	NPO	Non Profit Organizationの略で、営利を目的としない活動を行う組織、団体のこと
28	ノーマライゼーション	高齢者や障害者であっても、地域で普通(ノーマル)の生活ができ、かつ差別されることのない社会が通常であるという考え方
29	八都県市	1都3県4政令市で、具体的には東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市のこと。『八都県市共同キャンペーン』
30	バリアフリー	建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という

		意味もある。
31	ファミリーサポートセンター事業	育児等の援助を受けたい会員と援助をしたい会員とで構成され、会員同士の相互援助活動の斡旋を行う事業
32	放課後こども教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を推進する。
33	放課後児童クラブ	放課後保護者が就労等で昼間家庭にいない事が常態である児童(おおむね 10 歳未満)に対して、適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。(児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に規定)
34	夜間保育事業	午前 11 時から午後 10 時までの 11 時間開所を基本とする認可保育所
35	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康と権利のことで、子どもを産むか産まないか、産むとしたらいつ何人産むかなどを主体的に選択し、自己決定する権利を女性の基本的人権として尊重する考え方
36	療育	「療」は医療・治療、「育」は保育・養育を意味し、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、医療、教育、福祉などの資源を動員し、総合的に支援すること
37	ワークライフバランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること

■ 平成22年4月発行

■ 発 行 / 桶川市役所

〒363-8501 埼玉県桶川市泉 1-3-28

TEL 048-786-3211(代)

FAX 048-786-9866

<http://www.city.okegawa.lg.jp/>

■ 編集・製作 / 桶川市健康福祉部保育課